

大通交流拠点まちづくりガイドライン

2007.03

大通交流拠点まちづくりガイドライン検討会

はじめに

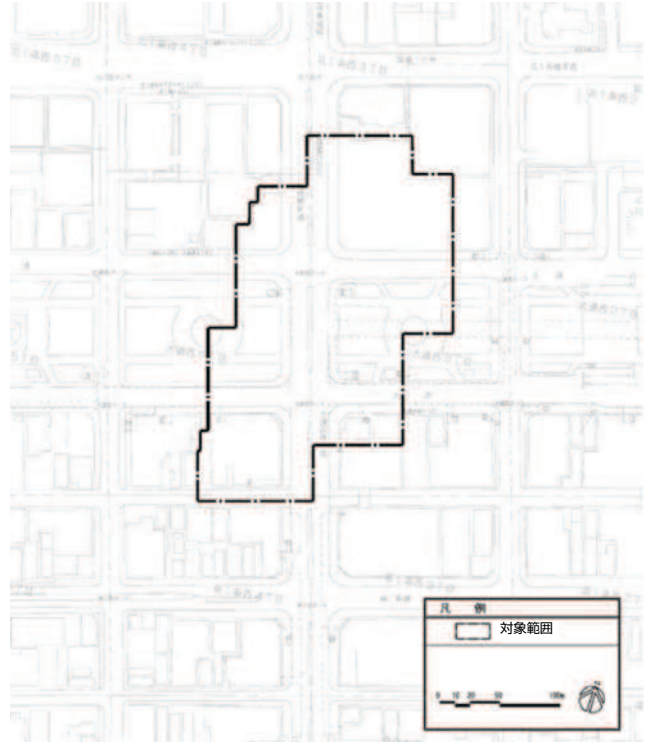
大通交流拠点まちづくりガイドライン検討会（以下、「検討会」という。）は、「都心まちづくり計画」（平成14年6月）に基づき、札幌都心部で最も重要な拠点である「大通交流拠点」を事業主体間の連携を図りながら、都心の中心的な拠点として再生させることを目指し、各事業者が整備を進める上での基本的な枠組みとなるガイドラインを検討及び作成することを目的として設置されました。

検討会は、下記の会員とオブザーバーによって構成することとしました。

本まちづくりガイドラインの対象範囲は、右図に示す会員企業が本地区で所有する土地の区域及び地下鉄南北線大通駅の区域としました。

検討会は平成18年6月から平成19年3月にかけて下記の通り計6回開催し、本まちづくりガイドラインの検討、とりまとめを行いました。

- 第1回検討会：平成18年6月1日（木）
- 第2回検討会：平成18年7月4日（火）
- 第3回検討会：平成18年8月4日（金）
- 第4回検討会：平成18年9月15日（金）
- 第5回検討会：平成18年11月7日（火）
- 第6回検討会：平成19年3月14日（水）



対象範囲図

大通交流拠点まちづくりガイドライン検討会の構成

会員

株式会社秋田銀行

石屋製菓株式会社

平和不動産株式会社

株式会社北洋銀行

明治安田生命保険相互会社

札幌市交通局

札幌市

オブザーバー

株式会社札幌都市開発公社

コンサルタント

(株)石塚計画デザイン事務所

事務局

札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室

大通交流拠点まちづくりガイドライン 目次

まちづくりの目標と方針	01
まちづくりの目標	02
まちづくりの方針	04
まちづくりガイドライン	05
方針1 都市の中心を表現する広場空間をつくる	06
方針2 都市軸のクロスポイントとして印象的で美しい姿とする	10
方針3 多様な活動を可能にする機能を集積する	14
方針4 魅力的な歩行空間となる中間領域を確保する	15
方針5 駅前通を連続的ににぎわいを感じられる街並みとする	16
方針6 駅前通の街並みに統一性、連続性をもたせ軸性を高める	18
方針7 大通公園の環境を守る	21
方針8 沿道と大通公園の結びつきを強める	24
参考資料	26
札幌駅前通北街区地区都市景観形成地区 都市景観形成基準	26
大通地区都市景観形成地区 都市景観形成基準	27

まちづくりの目標と方針

まちづくりの目標

都心の中心として人々の意識の中に印象づけられる特徴的な場とする

札幌の都心部の特徴は、計画的につくられた碁盤目状の街路を基盤に街が形成されてきたことにあります。創成川、大通公園、札幌駅前通、北三条通は、都市形成の当初から札幌の骨格軸として位置づけられ、均質な街割りの中に特徴ある表情の街並みをつくってきました。都市の魅力の一つは、巡り歩ける印象的なスポットが点在していることにあります。札幌の都心部においては、それらの魅力スポットが大通公園、札幌駅前通などの骨格軸によってネットワークされ、街の魅力を高めています。大通交流拠点、主要な骨格軸の要で、魅力スポットのネットワークの中心に位置していることから、人々の意識の中に印象づけられる象徴的な空間としていきます。

一方、機能面から見ると都心商業地は札幌駅周辺と大通からすすきのの間に二極化しており、札幌駅周辺の力が相対的に強まりつつあります。両者が共存して行くためには都心内における人の回遊性を高めて行く必要があります。そのために、大通交流拠点は地下鉄「大通駅」が位置し多くの人にとって都心での活動の基点となる場としての立地を活かし、札幌の都市文化を高め、都心の魅力を享受することのできる機能を確保して行きます。

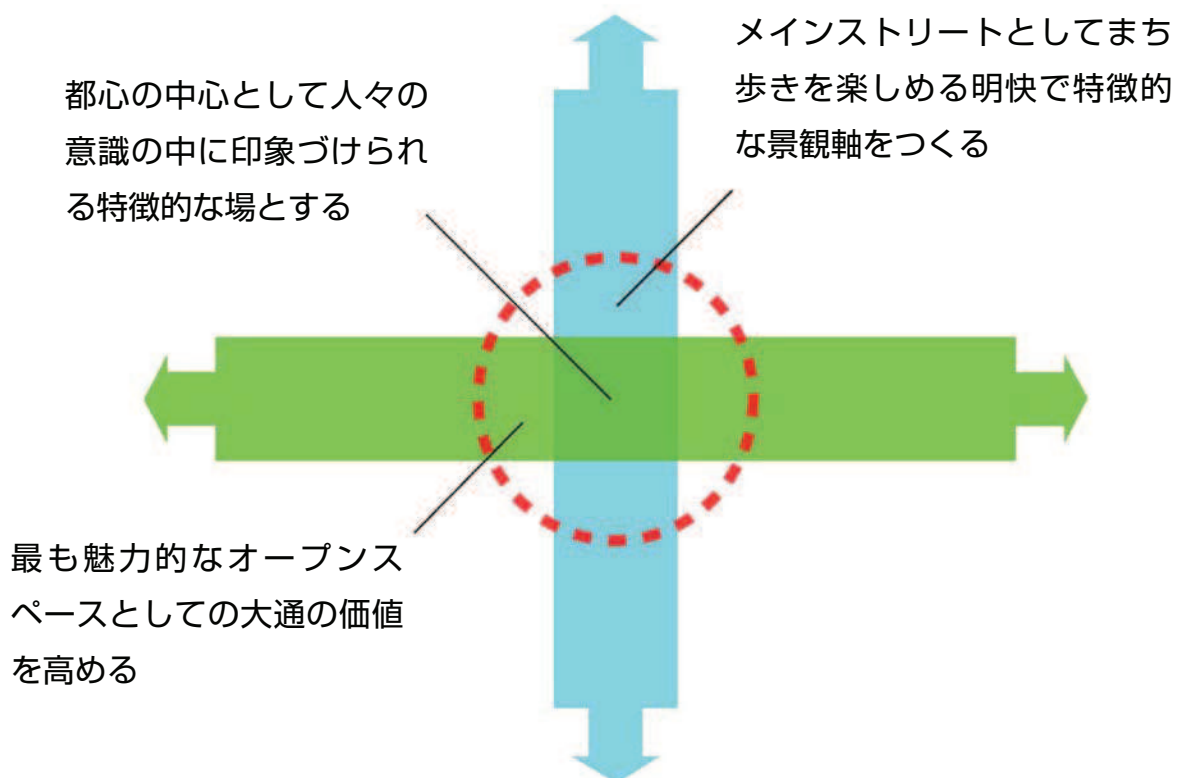


メインストリートとしてまち歩きを楽しめる明快で特徴的な景観軸をつくる

札幌駅前通は、札幌のメインストリートとして南北に直線的にのびる特徴的な景観軸をつくっています。大通交流拠点として、駅前通の景観的特徴と軸性に配慮し全体としての統一性を保ちつつ、人々が都心全体を回遊して豊かな時間を過ごせるように、様々な出来事との出会いや人と人との交流が生まれる場としていきます。

最も魅力的なオープンスペースとしての大通の価値を高める

大通は、札幌都心部において最も魅力的で個性的なオープンスペースとなっています。大通交流拠点として大通公園の環境に配慮するとともに、大通の資源を最大限に活かし、人々の多様な交流を支援するなど都心部の象徴的空間となる「サッポロ広場」の形成を目指します。また、大通に面する沿道においては、公園を庭に見立てて、その魅力を楽しみながら多くの人が豊かな時間を過ごせる場や機会を確保します。



まちづくりの方針

「まちづくりの目標」を実現するため、本地区内におけるまちづくりのルールを設定していく項目を、次のとおり「まちづくりの方針」として整理しました。

方針			対象	
			地上	地下
方針1	都市の中心を表現する広場空間をつくる	1-1 地下鉄大通駅を中心に周辺建物地下部と一体となる広場空間をつくる		●
		1-2 地上・地下の一体性を表現するシンボリックな広場空間をつくる	●	●
		1-3 広場空間で多様なアクティビティが可能になる仕組みをつくる		●
方針2	都市軸のクロスポイントとして印象的で美しい姿とする	2-1 歩行者が滞留できる空間や辻の空間を楽しめる場を設ける	●	●
		2-2 建物の外観や空間の演出により質の高いデザインの印象的な街角をつくる	●	
		2-3 季節の変化に応じて通りの一体性をつくるための演出をおこなう	●	
方針3	多様な活動を可能にする機能を集積する	3-1 豊かな時間を過ごすことのできるよう滞留や交流機能を導入する	●	●
		3-2 ふさわしくない機能を抑制する	●	●
方針4	魅力的な歩行空間となる中間領域を確保する	4-1 通りに面して植栽、展示などができる空間や歩行者が立ち止まって一休みできる空間を設ける	●	
方針5	駅前通を連続的にぎわいを感じられる街並みとする	5-1 建物低層部にまちのにぎわいを創出する機能を配置する	●	
		5-2 建物低層部のデザインやウインドウ・ディスプレイなどにより街並みに魅力的な表情を持たせる	●	
方針6	駅前通の街並みに統一性、連続性をもたせ軸性を高める	6-1 街並みのスカイラインや壁面位置・意匠などに配慮し駅前通景観軸としての連続性・一体性を維持強化する	●	
方針7	大通公園の環境を守る	7-1 大通公園に十分な日照と空の広がり確保し、通りとしての連続性に配慮した建築形態とする	●	
方針8	沿道と大通公園の結びつきを強める	8-1 公園における様々な活動をより豊かにするための機能を沿道に設ける	●	
		8-2 公園への眺望を活かした機能や空間を沿道に設ける	●	
		8-3 公園に対応するオープンスペースや緑を沿道に広げる	●	

まちづくりガイドライン

方針 1 都市の中心を表現する広場空間をつくる

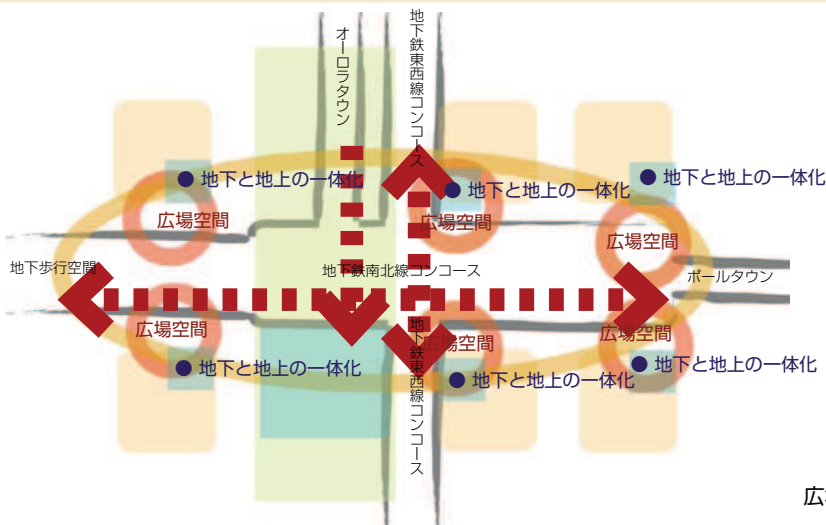
1-1 地下鉄大通駅を中心に周辺建物地下部と一体となる広場空間をつくる

地下

まちづくりガイドライン

① 地下歩行空間、駅コンコースと建物地下階とを広幅員で接続する

大通と駅前通の交差部の地下においても、様々な人々が出会いにぎわいを生む広場空間をつくるためには、駅施設としての機能も考慮しながら、地下歩行空間や駅コンコースと建物地下階とを広幅員で接続し、建物の中の多様な機能が公共空間に表れるようにすることが求められます。



広場空間の構成イメージ

② 広場空間での活動を豊かにするため、地下階に市民が気軽にアクセスできる機能を配置する

広場空間での活動を豊かにするために、広場空間に面した地下階では、広場空間との人の出入りが活発に行われたり、人を引きつける魅力ある空間があるなど、市民が気軽にアクセスできる機能が配置されている事が求められます。



(シンガポール)

都市景観形成基準 (札幌市都市景観条例第 13 条に基づく)

該当基準無し

1-2 地上・地下の一体性を表現するシンボリックな広場空間をつくる

地上 地下

まちづくりガイドライン

① 地上と地下を結びつける空間、装置を設置するよう努める

広場空間は地上と地下のにぎわいを一体化させるものとなることが大切です。そのためには、アトリウム広場、サンクンガーデン、吹き抜けなど、地上と地下を結びつける空間を設けたり、地下歩行空間から地上の公園などにアクセスするのに使いやすい位置に、階段、エレベーター、エスカレーターなど地上と地下を結びつける装置を設ける事が求められます。



地上と地下をつなぐ
サンクンガーデンとカフェテラス（博多）



地上と地下をつなぐ
光庭と階段（シンガポール）

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

該当基準無し

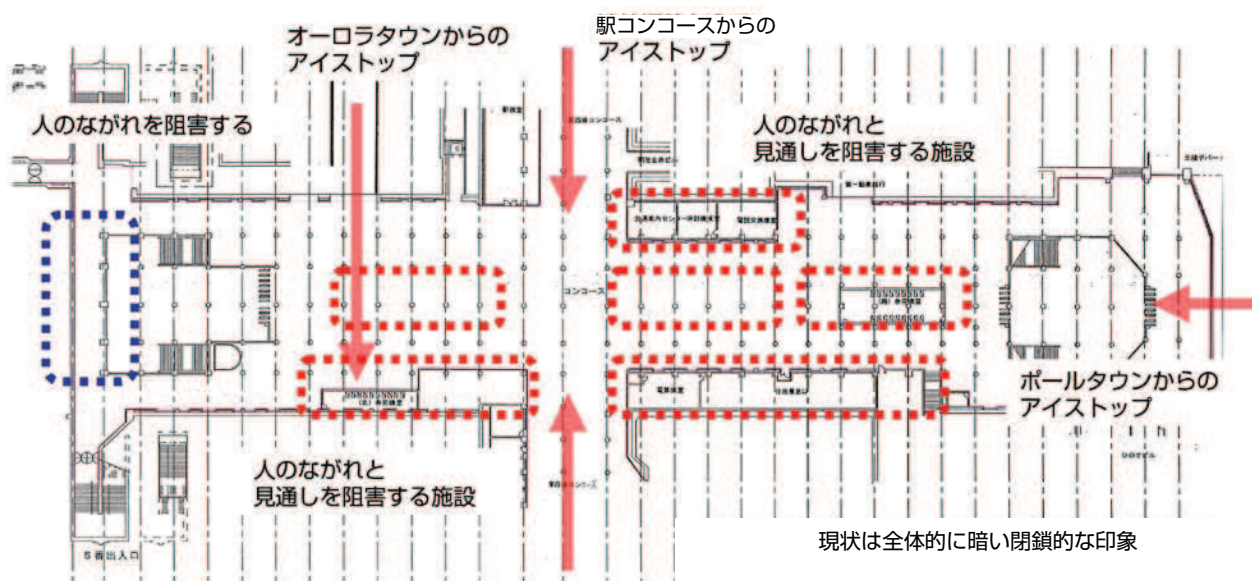
1-3 広場空間で多様なアクティビティが可能になる仕組みをつくる

地下

まちづくりガイドライン

① 地下鉄駅コンコースの設置物の移設による見通しを確保する

現在の地下鉄駅コンコースは、東西南北の動線上に券売機やショーケースなどが点在しています。広場空間としてイベントなど多様なアクティビティが可能になるためには、地下鉄利用者の動線を確保しながら、それらの設置物の移設による見通しの確保が求められます。



② 休憩、待ち合わせなどができる空間を確保するよう努める

広場空間が様々な出会いと交流の場になるためには、休憩や待ち合わせなどができる空間を確保する事が求められます。



パセオの滞留スペース

③ オープンスペースにおける多様な活動や美しいまちなみづくりのためのしつらえをするよう努める

広場空間ににぎわいを生み、魅力的なものにしていくには、イベント時に舞台となるような場づくりや、移動式ワゴンなどの設置が可能なスペースの確保など、多様な活動をサポートするしつらえや、オープンスペースを美しく演出する照明や、緑化などにも配慮する事が求められます。



移動式ワゴンによるにぎわいの演出
(博多キャナルシティ)

④ イベントなど地区としての空間活用のプログラムを構築するよう努める

広場空間を魅力的なものにしていくためには、様々なイベントの開催などによる空間活用をおこなうことが大切で、そのためのプログラムを構築する事が求められます。

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

該当基準無し

方針2 都市軸のクロスポイントとして印象的で美しい姿とする

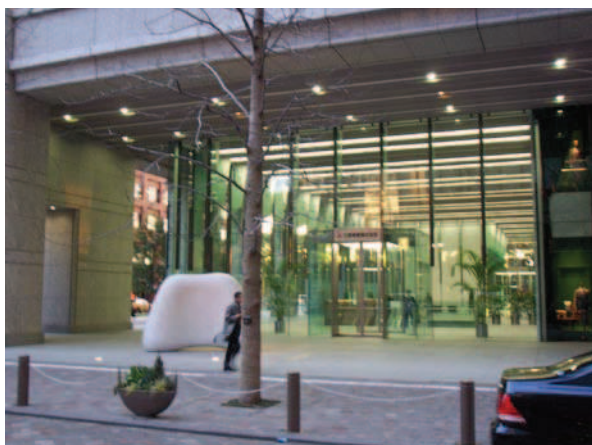
2-1 歩行者が滞留できる空間や辻の空間を楽しめる場を設ける

地上 地下

まちづくりガイドライン

① 屋内または屋外の小広場を配置するよう努める

歩行者が滞留できる空間や、辻の空間を楽しめる場として、屋内または屋外の小広場を配置する事が求められます。



歩行者が滞留できる空間
(東京 丸の内)

② 通りの眺望を楽しめる場を設置するよう努める

小広場以外でも、カフェや待ち合いスペースなどの通りを行き交う人々の眺めを楽しみながら時間をすごせる場所を設ける事が求められます。



街に開かれた待ち合いスペース
(東京 丸の内)

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① オープンスペースは、歩道と一体的に利用できる形態となるよう努めるとともに、隣接する空地との連続化を図り、開放的なつくりとする

2-2 建物の外観や空間の演出により質の高いデザインの印象的な街角をつくる 地上

まちづくりガイドライン

① 各建物が共有する要素を設定するよう努める

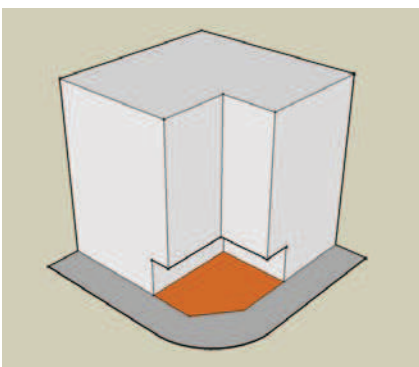
建物の外観デザインも、それぞれの個性を尊重しながら、共有する要素を設定することによってクロスポイントの印象を高める事が求められます。



相互に共通性のあるデザイン要素で場の印象を強めている
(シカゴトリビューン界わい シカゴ)

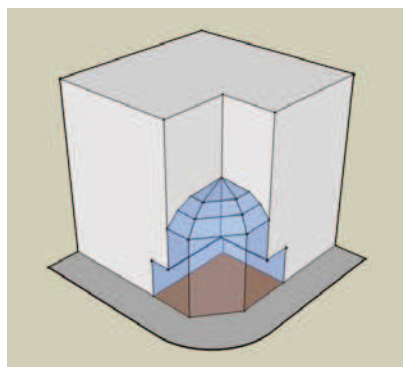
② 隅切り部の外観デザインに正面性を持たせる

札幌の都市形成を振り返ると、隅を意識したデザインの建物が、碁盤目状に分割された均質な街に場所性を与えていたことがうかがえます。都心を代表するクロスポイントとして印象的な街角をつくるために、建物は隅切り部の外観デザインに正面性を持たせる事が求められます。



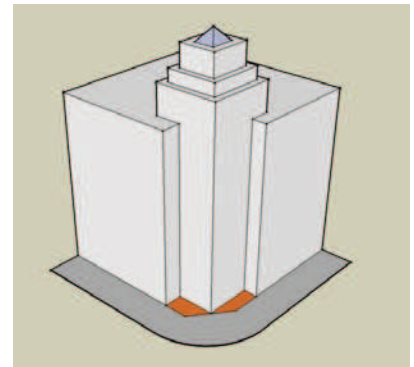
1) 辻広場型

建物のデザインによらず、辻にまとまったオープンスペースを確保して人だまりをつくることで印象づける。



2) アトリウム、ピロティ広場型

内部化あるいは半内部化されたオープンスペースを確保する。



3) 隅シンボルデザイン型

辻を印象づける隅のデザインとして伝統的な手法。隅にシンボリックなデザインの塔を配す。

辻を印象づける隅のデザインタイプ

③ 地下歩行空間や広場から各建物への導入サインの設置基準を設ける

地下歩行空間や広場から各建物へアクセスしやすいように、分かりやすい導入サインの設置が必要で、そのためには共通した設置基準の設定が求められます。

④ イベントなど地区としての空間活用のプログラムを構築するよう努める

クロスポイントの印象を高めるためには、小広場や公園、通りにおいて様々なイベントの開催などによる空間活用をおこなうことが大切で、そのためのプログラムを構築する事が求められます。

都市景観形成基準（札幌市都市景観条例第13条に基づく）

- ① 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図り、敷地の有効利用に努める
- ② 角地に建設する建築物は、街のランドマークとなるよう配慮する